

佛光寺と妙法院の古記録にみる近世真宗教団の様相

古賀 克彦

序 はじめに

本紀要二十五号所収の拙稿「近世宗外古記録に見る真宗教団——公家日記等の翻刻史料を中心として——」では、副題にもあるように、主に公家日記を参照した。今回は真宗寺院古記録として翻刻「佛光寺御日記」(以下、「佛日」と略す)を、そして天台寺院古記録として翻刻「妙法院日次記」(以下、「妙日」と略す)を採り挙げ、夫々に記載された事柄を比較しながら検討・考察を試みようと思う。

尚、先行する作業として、二〇〇六年九月十二日、大正大学に於ける印度學佛教學會第五十七回學術大会での報告「翻刻された近世寺院日鑑の活用方法について」があり、そこでは、天明八年

(二七八)の一部分について例示しているが、本稿では、同年を通して見る事とする。では以下に、まず、書誌学的な解題から叙述しよう。

一 佛光寺御日記について

『佛光寺御日記』とは、天明八年(二七八)正月の京都大火以降に筆記された、真宗佛光寺派本山佛光寺が所蔵する日記であり、所謂「寺院日鑑」の一種である。翻刻刊本が本山佛光寺より発行されている(内事部取扱)。基本的に一年分を一冊に纏めて刊行されており、編者は一七巻が濂谷有教(二九二代門主真照)、八巻より濂谷曉眞(三十一代門主。刊行データは本稿末尾に付した。その翻刻「佛光寺御日記」一巻の劈頭に載る、「本山佛光寺」名の「本山

所蔵 天明八年「御日記」について」に「原本はおよそA4版位(二六、六センチ×一九、一センチ)の和紙で四百数十頁。毛筆で行書又は草書体が多い」とあり、続く編者「門主 濂谷有教」名の「佛光寺御日記」出版にあたって「では「幸いにも天明大火の翌日、即ち天明八年二月一日より、丹念に記録された『御日記』が本山に所蔵されている。(中略)天明八年から明治・大正・昭和初期まで、百数十年間のもものが残され」とある。「御」と冠してあるが、佛光寺歴代門主自筆の日記ではなく、門主を中心とした佛光寺の記録を右筆が纏めた物の様である(濂谷曉眞「佛光寺御日記」第十三巻について、「佛日」13頁。詳細は拙稿「近世宗外古記録にみる時宗教団——特に「佛光寺御日記」について——」を参照されたい。

二 妙法院の近世翻刻史料について

妙法院の近世史料翻刻を担当しているのは、村山修一・今中寛司・三崎義泉らの諸氏を中心とする妙法院史研究会である。同会が編集・翻刻・校訂した

史料は二系統に大別される。まず吉川弘文館から出版された『妙法院史料』全七巻(一九七六年二月、一九八二年二月)がある。これは、歴代の門跡の日記を中心としたものである。

次いで、續群書類従完成會(現在は八木書店が継承)から現在も逐年刊行中の『妙法院日次記』がある。全二十五冊予定だったが二〇一〇年現在、第二十三冊まで上梓されている(史料纂集)。収載書目中、「御守記」全十一冊を越え質量共に最大。特に後年種記述が詳細になり、近刊三冊は一冊に、たった二年分しか収載されていない。こちらは坊官(門跡寺院の事務役人)の日記で、寛文十二年(一六七二)～一八七六年(M九)迄現存している。刊行データはこれも本稿末尾に付した。詳細は拙稿「妙法院翻刻史料に見る近世時宗教団——円山安養寺を中心に」を参照されたい。

本稿では、後者の妙法院翻刻史料に見られる、真宗関係記事(就中、佛光寺派)を抽出していくこととする。

三 寺院日記間に見られる相互交渉
— 天明8年（一七八八）の場合 —

「妙日」の翻刻刊本第二十一冊目の天明八年（一七八八）分より、「佛日」が翻刻刊行されているので、両者の記述を比較する事が出来る。「妙日」には詳細な標出が、校訂者により施されており内容を把握に便利なので、先に掲出する。

翻刻本文部分の転記に当たっては、書体は出来る限り刊本に準じたが、「佛日」は翻刻に略字体を多く用い、「妙日」は正字なので、基本的に夫々翻刻字体の儘、掲出する。傍注は私に位置を変更した箇所もあり、小字は本文の9ポイントに対し8ポイント、標出の級数も8ポイントとした。一部、レイアウトを変更し、改行を「」で示した部分もある。また、異体字を用いている漢字は通用体の正字等で表記した所もある。

尚、年月日、代数等には紙幅の関係上、本文中にアラビア組数字を用いている箇所もある。長文を含

むので、引用文の行頭2字下げ（インデント）はしていない（行中では体裁に応じて字下げしている。まず、「佛光寺年表」で、当該年の主要記事を掲出する（同書、87頁）。

1月31（30カ）日 鴨東の民家より火を発し、両堂類

焼、順如（佛光寺22代）、影像及び什宝を

東山本廟（後の佛光寺本廟）に移す「歴世略伝」洪谷歴世略伝（真宗全書）。

1月 本山佛光寺蔵「御日記」、この頃より書き初められる「佛光寺の歴史と信仰」

2月24日 随応得度（15）「歴世略伝」

3月16日 随応、第23代の法灯を継承（15）「歴世略伝」

3月17日 順如、東山本廟（後の佛光寺本廟）にて没（51）「歴世略伝」

3月18日 随応、法眼に叙位「歴世略伝」

4月10日 順如、葬送
では、次頁から記事を比較してゆく。

2月13日（以下、時候の挨拶使や日常の贈答記事等は、基本的に割愛する）

「佛日」に載る最初の妙法院記事は、2月13日条である。これに該当する「妙日」の記事は無い。

一 去ル晦日火事見舞之使者参候、御挨拶猶又此方よりも御見舞旁御使主膳、〱妙門様（佛日）1、23頁2月17日

次に、「妙日」で、大火以後に初めて載る佛光寺関係記事は、2月17日条である。その長い標出に、「佛光寺より原君御得度につき當門宮に御戒師願出の覺悟なりしが此度大變により其儀不能ながら御門主御不例のため来る二十四日略式得度を取計ひ下さるやう願出の口上」順如宛 祐（中略）へ御見舞御遣、本文を引く（妙日）21、230、231頁。

一、佛光寺門跡より使者來ル、中務卿面會、口上書左之通、

（原君御得度）
厚君殿御得度之儀、被相催度之三月中旬旬日、御年賀御参相済候上、如先規御戒師御願可被成御覺悟ニ御座候處、此度大變ニ付、不被能

其儀ニ候、然ル處、御門主兼而之御所旁此節ニ至り不被相勝候ニ付、來ル廿四日於東山御堂至極之略式ニ而被相整度候、何卒諸向御先格之通御取計被下候様御願ニ付、如斯ニ御座候、以上

二月十七日 佛光寺御門跡使者 稻田求馬
右被相願候趣、則御承知之段、御返答也、（中略）

一、（中略）此節爲御見舞併饅頭一荷被進之、御使中嶋織部、

一、佛光寺門跡（中略）へ右同斷被進之也、御使同人、

「佛日」の同2月17日条標出に「二条様へ君様御成」本文を引く。君様は厚君の意。尚、傍点に「朱」とある（以下「佛日」1、28、30頁）。

一、二条様へ、君様御成、御水（中略）〱追付右大将様少將様御対面、御吸物御酒出、扱内々御願之趣、御自筆〱御認遊し御持参、御直ニ御さし上遊し候、左之通、

今度当門所勞之義難治之趣、醫師共より承之歎數存候、扱ハ大僧正拜任之義、是迄代々及老年願上候へ共、終不被及、其上近頃被仰渡候趣も御座候而、畏入奉存候、然処興正寺門跡、去夏大僧正之義、從、鷹司様御願^二被蒙、勅許候由、粗承及候、依之此度當門重病之義^三御座候へ者、何卒、其御所様より御願被下、拜任有之候様奉希候、仍而參上仕候、宜御賢考可被遊下候、(中略)

妙門様へ左之通御使求馬、
厚君殿御得度之義、三月中旬被相催度之旨、御年賀御參相濟候迄、如先規御戒師御願可被成御覚悟^二御座候處、此度大變^三不被能其儀候、然處御門主兼而之御所勞、此節^二到り不被相勝候^三、来ル廿四日於東山御堂、至極之略式^二被相整度候、何卒諸向御先格之通、御取斗被下候様御願^三、如此御座候、以上
二月十七日

佛光寺御門跡使者 稲田求馬 (中略)

一 妙門様より此節御飯館之爲御見舞、大佛餅饅頭百被進之、御使 取次重吾 御答要人
2月18日

【妙日】の翌2月18日条標出に「佛光寺より厚君得度の御許容御請の御使」佛光寺へ御所勞御見舞、本文を引く。

一、佛門主より使者稲田求馬、昨日者来ル廿四日厚君殿得度之儀被相願候處、早速御許容被成進、忝被存候、尤參殿御請可被申上候處、類燒後故、乍略儀使者を以、御請被申上候由也、(中略)

一、佛光寺門主江、此節御所勞爲御尋羊羹一折五棒被遣之、(妙日 21、232頁)

一方、「佛日」の同2月18日条本文を引く(「佛日」1、30頁)。

一 妙門様より御異例御見舞、羊羹五棒被進之、御使中嶋織部 取次要人 御直答

このように、両者の間で多少の異同があるが、それは書状を写す際か、翻刻時かの問題も考えられる。

2月24日

【妙日】の2月24日条標出に「佛光寺厚君得度につき御剃刀實名を持參せしめ菅谷寛常松井長亭出向儀式は佛光寺類焼のため大谷にて御催」、本文を引く(「妙日」21、241頁)。

一、佛光寺厚君殿、今日已刻得度、依而如先格御剃刀・御實名被遣之、御使菅谷中務卿、衣鉢素絹指貫着之、右御剃刀戴柳筥、實名戴小廣蓋、大文臣匣江一所二入、先達而松井丹波長亭衣鉢直綴白袴着之持參之、菅谷中務卿參控之節相渡ス也、次家老共呼出、御口上申入、御剃刀・實名相渡ス、其後厚君殿對面、直答、中務卿・丹波別席^二而可有饗應之處、大變二付断也、中務卿へ金貳百疋、丹波へ金百疋賜之、未刻過退出也、但、佛光寺^二而可有儀式之處、類燒二付、於大谷有之也、(以下略)

【佛日】の同2月24日条の標出に「君様御得度式、本文を引く(「佛日」1、38頁)。

一 妙法院座主宮様より御得度^二、如先格御剃刀御

実名被進候旨、御使菅谷中務卿、

取次家司 小幡要人

厚君様御直答願まんちうナツ、出、此節之事^二

付、兼而相對之上、一向酒飯出し不申候、

引出物金貳百疋丹波へ百疋、御、短。式後退出、

御剃刀二挺 柳筥台二乘、御実名 真乘大高

折紙硯蓋二入

隨應の諱「真乘」は、妙法院門跡「真仁」の偏諱である。

2月25日

【妙日】の翌2月25日条標出に「佛光寺新門主得度御禮參上御對面」佛光寺へ御實儀御遣、本文を引く(「妙日」21、242、243頁)。

一、佛光寺新門主、昨日得度相濟候二付、爲御禮未刻過御伺公、於御書院御對面、御雜煮・御吸物・御酒御相伴、御盆被遣之、菅谷法印^二納之、申刻過御退出也、但、家老・近習・青侍之輩江雜煮・吸物・御酒、依先例可被下候處、假御殿御間狹故、不能其儀、(中略)

- 一、佛光寺新門主御退出已後、爲御賀儀御使被遣、御使青水内記、雙斗目長上下、(以下略)
- 「佛日」の同2月25日条標出に「妙門様へ御礼」妙法院官(宮中)より御答礼、本文を引く(「佛日」1、44頁)。
- 一 妙門様へ爲御礼、新門様御成、御供隠岐守徒士三人、侍時目長三男御引宮様御書院、御対面御雜煮御吸物御酒等被進、御相伴御盃坊官へ納、尤先格御徒士衆以上へ御雜煮御酒等被下候へ共、当時仮住、御殊外御手狹、御供へ差出候義ハ入魂、御不被指出、御進物左之通、隠岐守御供相兼御先へ行、取次中嶋織部(中略)
- 一 妙法院座主宮様より御答礼、青木内記、取次金百疋被下、御進物被進左之通、(以下略)
- ここで相違点は「佛日」の「青木内記」と「妙日」の「青水内記」だが、妙法院側の史料が正しかろう(後述)。
- 2月29日
- 「妙日」の2月29日条標出に「佛光寺より御挨拶」

- 本文を引く(「妙日」21、247頁。該当する「佛日」記事は無い。
- 一、佛光寺門主より使者、此間類焼二付爲御尋一品被遣候御挨拶、且所勞爲御尋一品被遣候御挨拶、乍序被申上候由也、使者石川主膳、
- 3月1日
- 「妙日」の翌3月1日条本文を引く(「妙日」21、247頁)。
- 一、佛光寺新門主より使者、此間得度之節、色々御道具拜借被致忝被存候、且又時節爲御見舞御茶一折壹種・御菓子一折五種被上之、使者森園書、
- 「佛日」の同3月1日条本文を引く(「佛日」1、55頁)。
- 一 妙門様へ御借用物御礼御見舞旁、御使園書、取次中嶋織部(以下略)
- 3月13日
- 「佛日」の3月13日条標出に「御門跡様御命終」、本文を引く(「佛日」1、68頁。該当の「妙日」記事は無い。

- 一 御門跡様御異例御絶食打續、時々刻々御減衰御正氣、御称名而己半刻御命終被遊候也、但新門様法眼之小折紙、此間中、主上御庖瘡、御難被及御沙汰、今日御酒湯御祝儀、御披露ハ、暫御延引也、且又大僧正之儀、内々鷹司関白様迄御願之事、内々御文、御有栖川様房君様へ御催促被仰進候、其旨、二条様へも御書被仰進候、(以下略)
- 先の年表で順如の忌日は3月17日となっていたが、実際には3月13日であった事がわかる。
- 3月17日
- 「佛日」の3月17日条本文を引く(「佛日」1、76頁。これに該当する「妙日」の記事は無い。
- 一 此度火災、御追々御見舞使参候御挨拶、且御異例御見舞使被進候御挨拶、且御得度御歎被進候御挨拶、(中略)妙門様(取次使者の名が入る。中略)
- 一 御門跡様御難物之後御(御勝不被遊)御迂化旨今夜亥刻被迎出候、順如上人御諱苑祐、御年

- 五十一歳
- ここに出る順如の諱「苑祐」は、得度の戒師であった妙法院先門跡「苑恭」の偏諱の可能性もあるが、「佛光寺年表」によれば(同書、205、216頁、12代性善經實を例外とする)11、22代間の歴代11名と除歴・天折2名(11代性善苑經、13代光教苑仁、經家苑圓、14代經譽苑守、15代經光苑賢、16代經範苑勲、17代存海苑昭、18代經海苑應、19代隨庸苑導、20代隨如苑祐、圓如苑英、21代寬如苑超、22代順如苑祐)が「苑」を通字としている。寧ろ、先の23代隨應真乘以降(24代隨念真導・真慧、25代眞達教應、27代眞意尼、28代真空隆教、29代眞照有教、30代眞承、31代眞眞)、「眞」が通字となっていると云うべきであろうか(25代の教應は妙法院教仁の偏諱)。何れにせよ順如は、両堂類焼という状況下、病軀を押して息子の得度・叙位の段取りに奔走し、自身の大僧正任官目前に、力尽きた、と云うべきであろう。興正寺と大僧正任官については後述する。
- 3月18日
- 「佛日」の翌3月18日条標出に「順如上人御遷化表向

佛出、本文を引く〔佛日〕1、77頁。公式発表である。

一 勸修寺家、所司代、兩奉行へ御届左之通、

口上 覚

一 当御門跡、久々御所勞之処、養生不被相叶、昨夜亥刻被致迂化候、右為御届以使者如此御座候、

佛光寺新門跡使者 石川主膳

〔妙日〕の同3月18日条標出「佛光寺大門主遷化につき新門主へ御挨拶」、本文を引く〔妙日〕21、258頁。

一、佛光寺大門主久々御所勞之處、終二御養生不被相叶、昨夜亥刻遷化之旨、家老より紙面を以御届申上ル也、

一、佛新門主へ御使を以、大門主遷化二付、御悔被仰遣也、

4月10日

〔妙日〕の4月10日条の標出に「佛光寺門主葬送に讓經使」、本文を引く〔妙日〕21、273頁。

一、故門主今日葬送二付、讓經安住房務ル、4月11日

〔佛日〕の翌4月11日条の本文を引く〔佛日〕1、87頁。これに該当する「妙日」の記事は無い。

一 大佛へ四方輿并合羽籠二荷御返却、中略代御輿ハ昨夕為持遣、

4月13日

〔佛日〕の4月13日条の本文を引く〔佛日〕1、87頁。これに該当する「妙日」の記事も無い。

一 大佛へ翠簾三枚為持遣、中嶋織部へ手紙添、但、坊官諸大夫へ御挨拶之手紙も遣、

4月15日

〔佛日〕の4月15日条の本文を引く〔佛日〕1、88頁。

一 妙法院様より御使僧惠乗、御贈經一節御進納、御代香なし、御取次軍吾 御答要入

一方、〔妙日〕の同4月15日条本文には「一、佛光寺(以下缺文)」とあるのみである〔妙日〕21、276頁。

4月22日

〔妙日〕の4月22日条の標出に「佛光寺へ御膝中御

尋、本文を引く〔妙日〕21、279頁。

一、佛光寺門主江御使、御膝中為御尋、椋儼頭一折十棹被遣之、御使中嶋織部、

〔佛日〕の同4月22日条の本文を引く〔佛日〕1、91頁。

一 妙門様より御中陰御見舞、椋儼頭十棹被進之、御使中嶋織部 取次御答要入

5月11日

〔妙日〕の5月11日条標出に「佛光寺より先代門主への度々の御使に御挨拶先々代門主堂よりも仰上、本文を引く〔妙日〕21、289頁。

一、佛光寺門跡より使者、先門主御所勞中為御尋御使、御遷化之上御悔御使、葬送之節讓經御使僧、膝中御見舞、且御備物等被遣候御挨拶、御忌明二付、右御禮被申上之、尤知足院官御方よりも御同様被仰上候事、使者森圖書、

〔佛日〕の同5月11日条の本文を引く〔佛日〕1、100、102頁。

一 御忌明御礼使左之通、(中略) 妙門様(中略)

右御使 圖書相勤

但し 妙門様讓經御使留 安住坊(中略) 金式百疋ツ、被下、(以下略)

5月13日

〔妙日〕の5月13日条の標出に「佛光寺より拜借物の御禮且つ時節御見舞」、本文を引く〔妙日〕21、290頁。

一、佛光寺門主より使者小幡帶刀、先達而葬送之節、品々拜借物、不淺忝被存候、右御挨拶被申上、且又時節御見舞として、薯蕷一折被上之也、

〔佛日〕の同5月13日条本文を引く〔佛日〕1、103頁。

一 妙門様へ先達而四方輿布衣等御借用之御挨拶、/時候御見舞旁薯蕷一折大甘本被進之、御使帶刀(以下略)

12月4日

〔妙日〕の12月4日条本文を引く〔妙日〕21、386頁。妙法院先門跡三摩地院齋廿五回忌の記事である。

一、今日諸向より御備物如左、／＼(中略)一、葩(中略)／＼一、同 佛光寺門跡(以下略)

『佛日』の同12月4日条の標出に「妙法院様御法事」、本文を引く(『佛日』1、203頁)。

一 妙法院様へ(○)押入(三摩地院宮廿五回御忌)御法事御備、／＼浄土三部経 知足院宮様より葩(以下略)

12月5日

『佛日』の翌12月5日条本文を引く(『佛日』21、388頁)。

一、今日諸向より御備物并御見舞被進物、左之通、／＼(中略)一、錦外郎一折十棹 佛光寺門跡 御見舞也、(以下略)

『佛日』の同12月5日条の本文を引く(『佛日』1、204頁。正しく「青水内記」と翻字されている)。

一 妙法院宮様へ御法事為御見舞、錦外良餅十棹一折被進、御使 図書取次青水内記

跋 おわりに 今後の展開

以上、書状や使者のやりとりが、双方の史料より具体化する事が判明する。「記憶が嘘をつく」とは当節の流行語であるが、「記録」も一方のもので、客観性を持たないのである。両者揃って具体化する記述も多く、両寺院、及び両宗の近世史を豊かにする作業と考えられるので、今後もこの手法を他宗・他寺院にも援用出来ればと思う。

本、天明8年は洛中大火に始まり佛光寺の門主死去や継職等、盛り沢山であった。今回、採り上げた由縁である。

さて、先程の大僧正任官問題である。『佛日』2月17日条にあるように、佛光寺順如は興正寺への対抗意識があった。何故なら、両寺には深い因縁があったからである。元々、佛光寺は事実上、中興とされる7代丁源空性の教団である。この丁源が、興正寺を改めて佛光寺と名乗った。その丁源(少僧都)の子8代源鸞専性の弟10代唯丁源讚(大僧都)の

第三子11代性曇堯經(法印・大僧都)の子12代性善經(法眼・大僧都)と13代光教堯仁(法印・大僧都)は共に関白二條持基(將軍義持の偏諱)の實子とされ、特に後者は門跡に補された。光教の長子經豪堯圓は十四年間、寺務を執ったが、山内四八坊中四二坊を引き連れて本願寺進如に属して偏諱を受け進教と改名し(この改名の件は佛光寺側の刊行物では意図的に書かれていない)、本願寺寺内町の山科に一字を建立、旧名を復活させて興正寺と称した。そこで、佛光寺は百萬遍知恩寺に入っていた經豪の經譽堯守(譽号は浄土宗法名の名残か。法眼・大僧都)が14代を嗣いだ。よって、両寺は兄弟寺だが、東西本願寺同様、宿敵と言えよう。然るに、19代隨庸堯導(法印・権僧正)に継嗣なく、先祖が同じという事でか(但し興正寺は本願寺顯如光佐の二男を17代顯尊佐超として迎えていた)、何れにせよ宿敵の子孫寺であった、讃州高松城主松平頼重の養子であった興正寺19代准秀昭超(西本願寺准如光昭の偏諱)の第四子超秀が関白二條光平(將軍家光の偏諱)の實子となって佛光寺に入った。20代

隨如堯庸(法眼・僧正)である。隨如には圓如堯英(法眼・少僧都)と葩如有庸(法眼・大僧都)等の子が居たが夭折したので、興正寺22代寂永常勤(西本願寺寂如光常の偏諱)の第二子が関白二條綱平(將軍家綱の偏諱)の實子となって佛光寺の法嗣となった。21代寛如堯超(法印・僧正)である。即ち、22代順如堯祐の祖父は興正寺寂永である(以上、両寺年表による)。

江戸時代も後期に入ると、恩讐を超えて両寺の関係は良好に成っていたのであろう。門主同士が実の縁戚ということもあってか、『興正寺年表』には、当寺の記録不足も相俟ってか、『佛光寺御日記』からの記事が多く載る。寧ろ、興正寺はこの時期、西本願寺との関係が不和なので、佛光寺に近づく何らかの意図があったのかもしれない。『興正寺年表』によれば天明7年(一七八七)6月26日、興正寺23代寂聽常順(西本願寺寂如光常の偏諱)が大僧正となる(同書158頁)。寂聽は三日後に86歳で没しているので、駆け込みの名譽称号であろう。佛光寺順如にしてみ

れば、寂聴は伯父であり、自身も病身であることから、余計に大僧正を望んだのであろう。だが、佛光寺の極官は僧正であり(18代經海・20代隨如・21代寛如・22代順如・23代隨應)、大半は権僧正で、例外的に16代經範が大僧正に任官したと『渋谷歴史略伝』にあるが、権僧正からの越官であり、任官時28歳という年齢からも、僧正(それでも破格だが)ではなかったか。

追記

今回は紙幅の関係で一年間の記事のみの比較となったが、その後の対照作業も続行したいと考えている。但し、寛政三・四年の『佛日』は発見されていない。丁度、本二〇一〇年七月に『妙日』翻刻刊本の最新巻が発行されたが、寛政三・四年分である。そして、その『妙日』23の「凡例」裏頁の「附記」に村山修一博士の計報(二〇一〇年4月16日、96巻)が掲載されている。

同じく本年5月28日に、日本、否、世界に於ける

ハイテツガー研究の泰斗、辻村公一博士が88歳で還浄された。源了圓氏の追悼文で、初めて辻村先生の御尊父が「佛光寺派の敬虔な信者」である事を知ったのだが、拝眉の機会なく書物のみによる学恩を蒙った村山博士と、著作を頂戴し講義も拝聴し乍ら全く学恩に報いる事の出来なかつた辻村先生と、お二人にせめて記念になるものを、と思い一文を草した次第である。

当初、「妙法院翻刻史料等から見る本願寺教団——大仏千僧会を中心に」との題で、寄稿すべくエントリーしたのだが、同様の題材で研究されている方がおられる事を後で知り、先行研究調査の遺漏を痛感して投稿を辞退したが、慰留もして戴いたので、思い直して本稿を纏めてみた。大方の叱正を乞う次第である。

『佛光寺御日記』に関しては本山佛光寺内事部御担当の吉田讓氏より種々便宜を計って頂いた。記して感謝の言葉とした。

参考文献 (続番号五〇音順) 凡例：◎著書、○論文等

- ◎大谷大学「編」『真宗年表』法藏館、一九七三年十一月
- ◎興正寺年表刊行会「編集」『興正寺年表』真宗興正派興正寺、一九九一年四月
- 古賀克彦「妙法院翻刻史料に見る近世時宗教団——円山安養寺を中心に」『時衆文化』一四号、同研究会、二〇〇六年十月
- 古賀克彦「翻刻された近世寺院日鑑の活用方法について」『印度學佛教學研究』五十五卷二号「通卷一一」号、日本印度學佛教學会、二〇〇七年三月。※二〇〇六年九月十二日、大正大学に於ける印度學佛教學會第五十七回學術大会での報告を成文化
- 古賀克彦「近世宗外古記録にみる時宗教団——特に「佛光寺御日記」について」『時衆文化』十七号、同研究会、二〇〇八年四月。※二〇〇八年一月十三日、遊行寺に於ける時衆文化研究会第八回大会での報告を成文化
- 古賀克彦「近世宗外古記録にみる真宗教団——公家日記等の翻刻史料を中心として」『武蔵野大学仏教文化研究所紀要』二十五号、二〇〇九年三月。※二〇〇七年六月十五日、同所二〇〇七年度第三回研究員定例会での報告に加筆訂正を施したもの
- ◎渋谷有教「編」『佛光寺辞典』本山佛光寺、一九八四年三月
- ◎渋谷有教、渋谷曉眞「編」『佛光寺御日記』本山佛光寺

- 一 (一九八六年一月) ※天明八年(二七八)
- 二 (一九八七年一月) ※天明九〇寛政元年(二七八九)
- 三 (一九八八年二月) ※寛政二年(二七九〇)
- 四 (一九八九年二月) ※寛政五年(二七九三)
- 五 (一九九〇年八月) ※寛政六年(二七九四)
- 六 (一九九一年三月) ※寛政七年(二七九五)
- 七 (一九九二年三月) ※寛政十年(二七九八)
- 八 (一九九九年三月) ※寛政十一年(二七九九)
- 九 (二〇〇〇年八月) ※寛政十二年(二八〇〇)
- 一〇「補遺I」(二〇〇〇年十月) ※寛政八年(二七九六)
- 一一「補遺II」(二〇〇二年八月) ※寛政九年(二七九七)
- 一二(二〇〇四年十一月) ※寛政十三〇享和元年(八〇二)
- 一三(二〇〇六年三月) ※享和二年(八〇二)・文化二年(二八〇五)・七

- 田中仁「仏光寺『御日記』の香川景樹——文化六年まで——」(鳥取大学教育地域科学部紀要)五卷一、二〇〇三年五月
- 田中仁「仏光寺『御日記』の香川景樹——文化七年から九年まで、文化十二年から十四年まで——」(地域学論集(鳥取大学地域学部紀要)一)一巻一、二〇〇四年十一月
- 田中仁「仏光寺『御日記』の香川景樹——文政元年から五年まで——」(地域学論集(鳥取大学地域学部紀要)二)二巻一、二〇〇五年六月。尚、同論文中に、法灯継承以前の随

念に「新御門主」とするのを不審、としているようであるが、現在でも「門主」継承候補者を「新門主」「新門」と呼称している。これは「新しく門主に就任した者」の意ではない。

◎平松全三「實任編纂」・千葉乗隆・梨本哲雄「監修」佛光寺の歴史と信仰「思文閣出版」、一九八九年三月

◎佛光寺教学資料編纂委員会「編纂」佛光寺年表、真宗佛光寺派宗務所、一九九七年四月

○源了圓「辻村公一君の死を悼んで」(創文「五三三」号、二〇一〇年八月、同社。尚、計報は同誌五三三号、二〇一〇年六月)

◎妙法院史研究会(編)「妙法院史料」吉川弘文館、全七巻。

一 (一九七六年三月)「魏恕法親王日記」一 ※寛文三年(延宝四年)(二六三)七六

二 (一九七七年三月)「魏恕法親王日記」二 ※延宝五年(貞享四年)(二六七)七八

三 (一九七八年三月)「魏恕法親王日記」三 ※元禄元年(天和二年)(二六八)九五

「魏恕法親王別記」※含「江戸御逗留中日次記」延宝九〇天和元年(二六八)一、日光御下向日記

天和二年(二六八)二・三

「魏延法親王御難目江戸御下向始末記」(坊官筆) ※元禄七〇九年(二六九)四六・「逸堂集」(魏憲編)

四 (一九七九年二月)「魏恭法親王日記」※享保一七年

「元文四年(二七三)九」・「真仁法親王日記」※天明七年(二七八)

五 (一九八〇年二月)「古記録」一(大記・春記・山王繪詞)・「古文書」一

六 (一九八二年二月)「古記録」二(真仁親王関東御参向之記。※文化元二年(二八〇四・五))・「古文書」二(附、花押・印章等)

七 (一九八二年二月)「教仁法親王日記」※天保九年(嘉永四年)(一八三八)五

◎妙法院史研究会「校訂」妙法院日次記「全二十五冊(予定)、續群書類從完成會・八木書店(史料叢集、古記録編第三期)

一 (一九八四年九月) ※元禄七〇十三年(二六九四)一七〇〇

二 (一九八五年九月) ※元禄十四年(宝永四年)(二七〇)七

三 (一九八六年九月) ※宝永六年(正徳四年)(二七〇九)一四

四 (一九八七年九月) ※正徳五年(享保五年)(二七一五)二〇

五 (一九八八年十一月) ※享保六〇九年(二七二)四

六 (一九八九年十月) ※享保十〇十四年(二七二五)九、享保十三年欠

七 (一九九〇年十一月) ※享保十五〇十九年(二七三〇)

「四」。享保十六年欠

八 (一九九一年十二月) ※享保二十年(元文二年)(二七三五)七

九 (一九九二年十二月) ※元文三年(寛保元年)(二七三八)四

一〇 (一九九三年十二月) ※寛保二年(延享二年)(二七四二)五

一一 (一九九四年十二月) ※延享三年(寛延三年)(二七四六)五〇。延享四年十二月二十五日条以降欠

一二 (一九九五年十二月) ※寶暦元(二七五)五

一三 (一九九七年三月) ※寶暦六(二七五六)八

一四 (一九九八年二月) ※寶暦九(二七五九)六

一五 (一九九九年三月) ※寶暦十二年(明和元年)(二七六二)四

一六 (二〇〇〇年二月) ※明和二(二七六五)九
二月六日条以降欠

一七 (二〇〇一年二月) ※明和七年(安永三年)(二七七〇)四
明和九年(二七二)安永改元 欠

一八 (二〇〇二年三月) ※安永四(二七七五)八

一九 (二〇〇三年四月) ※安永八年(天明三年)(二七七九)八三

二〇 (二〇〇四年八月) ※天明四(二七八四)六

二二 (二〇〇六年二月) ※天明七(二七八七)八

二三 (二〇〇八年六月) ※天明九(寛政元)二年(二七八九)九〇

二四 (二〇一〇年七月) ※寛政三(二七九)二

◎村山修「修験・陰陽道と社寺史料」法藏館、一九九七年一月

◎村山修「皇族寺院変革史―天台宗妙法院門跡の歴史」稿書房、二〇〇〇年十月